

平成26年9月19日
薬物乱用対策推進会議

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を一層強化し、実効性のある乱用防止対策に資するよう、インターネット広告の監視や買い上げ調査等を通じて、危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握を徹底する。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 関係機関と連携した一斉合同立入等を通じて、危険ドラッグの販売店舗の実態把握を実施した。(警察庁)
- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、7月10日以降、全国の危険ドラッグ販売店舗に対して、継続して立入検査を実施し、販売実態の把握に努めている。(厚生労働省・警察庁)
- ・ 危険ドラッグのインターネット上における流通拡大を防止するため、インターネット上でこれらの薬物に関する違法・有害情報を確認した場合には、サイトを運営する事業者・プロバイダーへの情報提供及びサイトの削除要請・注意喚起を徹底する。また、インターネット・ホットラインセンターの通報等の対象情報の範囲の見直しについて検討を要請するほか、これらの情報に対するプロバイダー等によるガイドライン・契約約款等に基づく送信防止措置・注意喚起等、同ガイドラインの周知徹底、これらの薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページが優先的に表示される取組等の民間の事業者による自主的な取組がより効果的に行われるよう、必要な支援を行う。(内閣府・警察庁・総務省・厚生労働省)

【取組内容】

- 平成26年8月15日に公布された省令により、8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイト(うち、国内46サイト)について、プロバイダー等に削除要請を行った。平成26年9月2日現在、35サイト(うち、国内26サイト)の閉鎖等を確認している。(厚生労働省)
- 民間の事業者による自主的な取組がより効果的に推進されるよう、本緊急対策について周知するとともに、一般社団法人セーフターインターネット協会によるガイドライン及び危険ドラッグに係る最新の薬物情勢等について情報提供を行った。(内閣府)
- インターネット・ホットラインセンターの「ホットライン運用ガイドライン」では、薬物関連の違法情報として、規制薬物に関するもののみが規定されているところ、同ガイドラインの見直しの検討がなされるよう、関係者に対して、危険ドラッグのインターネット上における流通状況等、必要な情報提供を行った。(警察庁)
- 警視庁では、平成26年7月から8月に新たに指定薬物に指定された物質を含む製品の広告掲載を確認した29サイトについて、プロバイダー等に削除要請を行っ

た。平成26年9月1日現在、13サイトの閉鎖等を確認している。(警察庁)

- 指定薬物や未承認医薬品の広告については、通信関連の諸団体において、違法な情報として適切に削除等の対応を行うためのガイドライン等を策定しているところ、ガイドライン等を策定している通信関連の諸団体から加盟各社に対し同ガイドライン等について改めて周知徹底がなされるよう必要な取組を行った。(総務省)

- ・ 特定商取引法に定める通信販売についての広告にかかる表示義務(事業者名、住所等)に違反しているおそれのある通信販売サイトに対し、事業者名や住所などを正しく表示させるなどの適切な措置を講ずるとともに、警察庁、厚生労働省及びプロバイダー(当該通信販売サイトにインターネット接続サービスを提供する業者)に対して、当該通信販売サイトに関する情報提供を行う。(消費者庁)

【取組内容】

- 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営者に対し、表示の是正を要請するとともに、当該通信販売サイトにインターネット接続サービスを提供するプロバイダー等に対して情報提供を行った。(消費者庁)
- 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反していたサイトの運営者に対し、特定商取引法第14条第1項に基づく行政処分(指示)を行った。(消費者庁)

(2) 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- ・ 危険ドラッグについては、指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、これらの薬物を所持・使用しないよう勧告を行うなど、迅速かつ効果的な情報発信に努める。(厚生労働省)

【取組内容】

- 8月25日に指定薬物として規制される21物質が確認された危険ドラッグ製品について、事前に、製品写真を厚生労働省サイトに公開するとともに、販売業者や国民に対し、これら以外の危険ドラッグも無承認医薬品とみなせるものであり、販売や購入をしないよう呼びかけた。(厚生労働省)
- 危険ドラッグの呼称名が新たに選定・公表されたこと受け、関係機関・団体等に対し、新呼称名の使用について依頼する等、新呼称名の周知を図った。(内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
- 自動車運送事業者の運転者等に対し、当該薬物の使用禁止を徹底し、より一層の安全性向上を図ることを周知するよう、関係団体に依頼した。(国土交通省)
- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を効果的に活用して、危険ドラッグの関連情報を一元的に収集し、必要な情報については、広報啓発等を通じて積極的に提供する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」では、危険ドラッグ販売サイト等の情報を広

く国民から収集するとともに、厚生労働省が記者発表などした関連情報を掲載し、また、危険ドラッグの危険性の紹介や、メールマガジンを発行するなど、情報発信を行った。（平成27年度概算要求額55,665千円の内数：厚生労働省）

- ・ 青少年に訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配慮しつつ、危険ドラッグの危険性についての正しい理解の周知徹底とこれらの薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、メディアを通じた効果的な広報啓発を行う。とりわけ、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の眼の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促すとともに、インターネット上におけるこれらの薬物の販売・乱用等の実態についての積極的な情報提供に努める。（内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省）

【取組内容】

- 危険ドラッグの危険性について正しい理解を周知する広告を、全国70の新聞紙、若者向け雑誌及び携帯端末向けに実施した。また、危険ドラッグの怖さを伝える内閣府のサイトに誘導するインターネット広告を実施した。（内閣府）
- 政府広報オンラインのラジオ番組「Weekly ニッポン！！」の番組「カラダも心も崩壊する薬物乱用」の音声配信ページを官邸ツイッターで拡散した。また、政府広報オンラインツイッターにより、政府広報オンラインの特集ページ「薬物対策」への誘導を行うとともに、当該ツイートを官邸ツイッターで拡散した。（内閣官房）
- 都道府県等に対し、関係機関・団体等に対する本緊急対策の周知徹底を依頼し、関係機関の連携強化による青少年の夏休み期間中における対象特性に応じた広報啓発活動及びパトロール等の実施、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図った。（内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省）
- 関係機関・団体、少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施、各種の広報媒体を活用した広報等、幅広い広報啓発活動の展開を推進した。（警察庁）
- フィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動の実施とともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。（平成27年度概算要求額13,259千円：警察庁）
- 電気通信事業者協会に対して、「新呼称（危険ドラッグ）の周知に向けた取組みについて（依頼）」を送付し、フィルタリングを実施する携帯電話事業者等に周知をするとともに、e-ネット安心講座の開催や各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリングの推進を図った。（総務省）
- 各都道府県教育委員会等に対し、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の眼の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促す通知を发出し

た。(文部科学省)

- 薬物乱用防止の普及啓発を目的に、(株)小学館集英社プロダクションに委託して開設したツイッターなどのソーシャルネットワークサービスを活用して、7～8月の間、危険ドラッグの危険性、新名称の決定等について周知を行った。(厚生労働省)
 - 政府広報室が企画している、危険ドラッグをテーマにした政府インターネットテレビの番組取材に、麻薬取締部として積極的に協力し、取締現場の視点から見る、危険ドラッグの危険性等について広報啓発するため、準備を進めている。(厚生労働省)
 - 危険ドラッグの危険性を周知するためのポスターを作成中であり、各都道府県を通じて配布するため、準備を進めている。(厚生労働省)
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行うとともに、各種啓発資料について、都道府県教育委員会等に対して周知し、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を依頼する。(警察庁・財務省・文部科学省・厚生労働省)

【取組内容】

- 学校及び教育委員会との連携の強化及び薬物乱用の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室の積極的な開催を推進した。(平成27年度概算要求額3,988千円：警察庁)
 - 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。(財務省)
 - 各都道府県教育委員会等に対し、薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の活用を図り、「危険ドラッグ」を含む薬物の乱用防止についての適切な指導を求める通知を発出した。(平成27年度概算要求額22,144千円の内数：文部科学省)
 - 「危険ドラッグ」を含む薬物等の乱用防止に関する教育について、教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師等を対象とした「全国養護教諭研究大会」において周知を図った。(平成27年度概算要求額16,229千円の内数：文部科学省)
 - 公益財団法人日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会において、「危険ドラッグ」を含む薬物による健康被害事例等に係る情報提供を行った。(平成27年度概算要求額45,102千円の内数：文部科学省)
 - 薬物乱用防止の専門家を教育機関等に派遣して、薬物乱用防止の普及啓発を行う訪問事業において、平成26年度は、これまで小中高等学校合わせて82校を訪問し、制作した教材を活用して薬物乱用防止教室を行い、危険ドラッグの危険性についても説明した。(平成27年度概算要求額62,905千円：厚生労働省)
 - 10～11月に開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動において、「学校等における薬物乱用防止教室において、効果的な啓発活動が展開されるよう周知徹底を図るとともに、危険ドラッグに対する啓発活動を積極的に行う」ことを都道府県へ依頼した。(厚生労働省)
- ・ インターネット上で危険ドラッグに関する違法・有害情報を確認した場合に、的確な対応がなされるよう、関係機関の相談窓口やインターネット・ホットラインセ

ンター等の役割の周知を図るとともに、同センター等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、必要な支援を行う。(警察庁・総務省・厚生労働省)

【取組内容】

- 警察庁ホームページに、インターネット・ホットラインセンターのホームページへのリンクを掲載しているほか、インターネット・ホットラインセンターの運用状況等についての資料を掲載し、同センターの役割の周知を図った。(警察庁)
 - インターネット・ホットラインセンターの「ホットライン運用ガイドライン」では、薬物関連の違法情報として、規制薬物に関するもののみが規定されているところ、同ガイドラインの見直しの検討がなされるよう、関係者に対して、危険ドラッグのインターネット上における流通状況等、必要な情報提供を行った。(警察庁)【再掲】
 - 指定薬物や未承認医薬品の広告については、通信関連の諸団体において、違法な情報として適切に削除等の対応を行うためのガイドライン等を策定しているところ、ガイドライン等を策定している通信関連の諸団体から加盟各社に対し同ガイドライン等について改めて周知徹底がなされるよう必要な取組を行った。(総務省)【再掲】
 - 通信関連の諸団体が策定している上記ガイドライン等について、危険ドラッグの無承認医薬品としての判断基準の明確化を踏まえた見直しの検討がなされるよう、団体関係者に対して要請した。(厚生労働省)
 - 「あやしいヤクヅ連絡ネット」の周知のため、ポスター45,900枚、リーフレット69,100部を作成し、税関、地方厚生局、都道府県、保健所設置市及び特別区の関係各課に配布し、掲示と一般への配布を依頼した。(厚生労働省)
- ・ 都道府県等に対して、夏休み期間等の節目となる時期を捉えて、危険ドラッグの危険性についての広報啓発活動や、青少年が危険ドラッグを販売する店舗に入店しないようパトロール等を重点的に行うように依頼する。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)

【取組内容】

- 都道府県等に対し、関係機関・団体等に対する本緊急対策の周知徹底を依頼し、関係機関の連携強化による青少年の夏休み期間中における対象特性に応じた広報啓発活動及びパトロール等の実施、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図った。(内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省)【再掲】
- 夏休み期間中及び夏休み明けの時期における少年警察ボランティアや学校関係者等と連携した街頭補導活動の強化を推進した。(警察庁)
- 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。(財務省)【再掲】
- 交通局長通達「「危険ドラッグ」に係る諸対策の推進について」を発出し、各都道府県警察に対し、厳正な取締り・交通事故事件捜査の推進のほか、広報啓発活動の推進を指示した。特に、内閣府より発出された「平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推

進について（依頼）」を受けて、9月に実施予定の「平成26年秋の全国交通安全運動」において、危険ドラッグの危険性のほか、危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報活動を行うよう、各都道府県警察に指示した。（警察庁）

- 消費者庁ウェブサイトになたなページを設け、消費者向けに危険ドラッグが身体に及ぼす悪影響や相談機関に関する情報等を周知した。また、都道府県等の消費者行政担当課にも、消費者から危険ドラッグに係る情報や相談が寄せられた場合にウェブサイトの情報を活用するよう情報提供した。（消費者庁）
- 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。（財務省）
- 各都道府県教育委員会等に対し、危険ドラッグの危険性についての広報啓発活動をするをを求める通知を発出した。（文部科学省）
- 都道府県の衛生主管部局に対して、夏休み期間における薬物乱用防止普及啓発活動において、危険ドラッグの危険性の周知や危険ドラッグを販売店舗に対する監視指導を推進するよう依頼した。（厚生労働省）

- ・ 広報啓発活動に際しては、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口の周知徹底を図る。また、これらの薬物の乱用の問題を抱える青少年やその家族等が、具体的なニーズに応じて継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるよう、地域の関係機関・団体等が連携して行う支援制度、取組、相談窓口等について、適切な周知に努める。（内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・厚生労働省）

【取組内容】

- 都道府県等に対し、関係機関・団体等に対する本緊急対策の周知徹底を依頼し、関係機関の連携強化による青少年の夏休み期間中における対象特性に応じた広報啓発活動及びパトロール等の実施、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図った。（内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省）【再掲】
- 薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等の様々な機会を活用した警察の少年相談窓口の周知及び利用促進を推進した。（警察庁）
- 消費者庁ウェブサイトになたなページを設け、消費者向けに危険ドラッグが身体に及ぼす悪影響や相談機関に関する情報等を周知した。また、都道府県等の消費者行政担当課にも、消費者から危険ドラッグに係る情報や相談が寄せられた場合にウェブサイトの情報を活用するよう情報提供した。（消費者庁）【再掲】
- 危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対しては、保護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関や精神保健福祉センター等における医療や支援を受けることを働き掛けている。（法務省）
- 保健所、精神保健福祉センターにおいて、危険ドラッグを含む薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を実施している。（厚生労働省）

2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

(1) 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- ・ 海外の流通実態や危険情報を基にして、海外で流通実績のある物質について、国内流通前に迅速かつ効果的に指定薬物の指定を行う。(厚生労働省)

【取組内容】

- 国内流通が確認されていない1物質を、8月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行した。(厚生労働省)

- ・ 指定薬物としての精神毒性等の判明した物質を速やかに指定するため、指定要件となっている薬事・食品衛生審議会を、必要に応じ適時開催することにより、迅速かつ効果的な指定薬物の指定を行う。また、指定薬物の指定にあたって、緊急を要し、あらかじめ意見を聴くいとまがない場合には、個別の事案ごとに応じて、指定手続の特例を適用し、当該手続を経ないで指定を行う。(厚生労働省)

【取組内容】

- 6月24日の池袋の事故で使用された2物質について、7月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、7月25日に施行するため、薬事・食品衛生審議会への諮問等の手続を省略して、緊急指定した。(厚生労働省)

- 8月15日に指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行された21物質の指定について、パブリックコメントの省略や省令の公布から施行までの期間を短縮して、迅速に指定した。(厚生労働省)

- ※ 9月19日に新たに14物質を指定薬物に指定する省令を公布し、9月29日に施行予定。

- ・ 指定薬物の指定を迅速化するための環境整備として、店頭で新しい製品が流通した場合に速やかに分析・鑑定をするため、買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制を充実強化する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 国立医薬品食品衛生研究所の分析体制強化及び地方厚生局麻薬取締部の取締体制強化に必要な経費等を概算要求した。(平成27年度概算要求額1,097,238千円：厚生労働省)

- ・ 国際的な環境整備として、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等との連携を通じて、未規制物質の国際的な情報交換を促進し、海外情報の積極的な活用を図る。(外務省)

【取組内容】

- 平成26年8月20～21日、UNODCへの拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）を含む合成薬物対策ワークショップ（東・東南アジア地域対象）をミャンマーで開催。(平成27年度概算要求額約35万ドル：外務省)

- 上記ワークショップに出席し、今次緊急対策を含む我が国の取組を紹介し、東南アジア諸国取締当局の認識向上等に貢献。併せて、各国の危険ドラッグ対策等

につき情報収集し、関係省庁に共有した。(外務省)

(2) 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を強化し、危険ドラッグを販売している可能性がある店舗等に対し、一斉合同立ち入り検査等を実施するなど、積極的に立ち入り検査、指導・警告を実施する。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 関係機関と連携した一斉合同立入等による販売店舗の実態把握や指導・警告を実施した。(警察庁)
- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、7月10日以降、全国の危険ドラッグ販売店舗に対して、販売自粛を要請した。(厚生労働省・警察庁)
- ・ 都道府県警察及び地方厚生局麻薬取締部が連携・情報共有を強化し、合同(共同)捜査等の枠組みを積極的に活用して、集中的な取締りを実施するなど、危険ドラッグの乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査等を徹底する。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 関係機関と連携した集中的な取締りにより、乱用者の取締り及び販売店舗に対する突き上げ捜査を実施した。(警察庁)
- 地方厚生局麻薬取締部は、積極的に、指定薬物を含有する危険ドラッグの販売店舗等の摘発を実施した。(厚生労働省)
- ・ 多様化する薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実を図るなど、鑑定の高度化を図る。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 都道府県警察科学捜査研究所における鑑定及びデータベース構築に必要な資機材及び鑑定用標準品の整備のための予算を要求中である。(平成27年度概算要求額520,873千円：警察庁)
- 国立医薬品食品衛生研究所にて、新たに指定薬物に指定した物質の分析データを整理し、厚生労働省より、危険ドラッグの検査を実施している関係機関に提供した。(厚生労働省)
- 国立医薬品食品衛生研究所の分析体制強化及び地方厚生局麻薬取締部の取締体制強化に必要な経費等を概算要求した。(平成27年度概算要求額1,097,238千円：厚生労働省)【再掲】
- ・ 違法薬物を含め、危険ドラッグに関し、水際対策等の徹底により薬物の国内流入阻止に繋がるよう、関係省庁間の連携・情報共有を一層強化する。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)

【取組内容】

- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件を摘発した。(厚生労働省・警察庁・財務省)
 - 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)
 - 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知した。(財務省)
 - 税関職員向けの内部ホームページに、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。(財務省)
 - 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険ドラッグを含めた。(財務省)
 - 違法薬物を含む危険ドラッグに関する連携・情報共有のあり方について、検討を開始した。(財務省・厚生労働省)
- ・ 危険ドラッグに関係する刑事事件について、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処する。(法務省)

【取組内容】

- 全国の検察庁に対し、本緊急対策の趣旨を踏まえ、危険ドラッグに関する刑事事件の捜査・公判に当たっては、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処するよう周知した。(法務省)

3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- ・ 新たな薬物が次々に登場する状況を押さえるため、化学構造の一部が共通している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定の効果的な運用等について検討する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 包括指定について、規制対象とする具体的な物質群の検討を進めている。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物に該当しない場合における無承認の医薬品としての取締り手法や、指定薬物である疑いがある物品の検査命令及び販売停止命令措置の効果的な運用方法について、関係省庁と連携して検討する。また、当該措置において物品の分析・鑑定が速やかに行えるような体制の充実強化を図るとともに、現場で幻覚等の作用を判別できるような検査方法の研究を検討する。(厚生労働省)

【取組内容】

- 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、8月27日から30日までの間、東京、大阪、愛知、福岡の危険ドラッグ販売店舗12

9店舗を対象とし、営業が確認された75店舗に立入検査を行い、内48店舗542製品に検査命令及び販売停止命令を実施した。その結果、129店舗の内、50店舗が廃業又は廃業予定であることを確認した。(厚生労働省・警察庁)

- 危険ドラッグの無承認医薬品としての取締りを強化するため、取締りの判断の基準や手順を明確化した方針を都道府県に示した上で、警察庁、法務省に情報提供した。(厚生労働省)
- 国立医薬品食品衛生研究所の分析体制強化及び地方厚生局麻薬取締部の取締体制強化に必要な経費等を概算要求した。(平成27年度概算要求額1,097,238千円：厚生労働省)【再掲】

- ・ 危険ドラッグの乱用・販売等の実態等を踏まえ、新しい薬物乱用の広がり迅速かつ的確に対処すべく、これらの薬物の乱用・販売等に対する規制の見直しやその乱用に起因する事故や犯罪の抑止に資する新たな取組につき、随時、必要な検討を行う。(警察庁・厚生労働省)

【取組内容】

- 危険ドラッグを無承認医薬品として指導・取締りを行うため、引き続き関係省庁や都道府県と効果的な運用について調整を行っている。(厚生労働省)
- 危険ドラッグの販売実態等を踏まえ、宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結するなど、新たな取組について検討を行った。(警察庁)